

行田市個人番号の利用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、行田市個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第28号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(別表第1に定める事務)

第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 行田市子ども医療費支給条例（昭和48年条例第17号）第5条の子ども医療費受給資格の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 行田市子ども医療費支給条例第6条の規定による医療費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 行田市子ども医療費支給条例第8条の規定による同条例第5条の子ども医療費受給資格の喪失又は変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (4) 行田市子ども医療費支給条例施行規則（昭和48年規則第18号）第4条第3項の規定により行う同条第1項の子ども医療費受給資格証の再交付に関する事務

第3条 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第35号）第5条第1項の規定による受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第6条第1項の規定によるひとり親家庭等医療費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第8条第1項の規定による変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (4) 行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第8条第2項の規定による現況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (5) 行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年規則第28号）第16条第1項の規定により行う同規則第13条第3項のひとり親家庭等医療費受給者証の再交付に関

する事務

第4条 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 行田市重度心身障害者医療費助成条例（昭和50年条例第27号）第4条の重度心身障害者医療費受給資格の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 行田市重度心身障害者医療費助成条例第5条の規定による助成金の支給に関する事務
- (3) 行田市重度心身障害者医療費助成条例第7条第1項の規定による受給資格の喪失又は変更の届出の受理、その届出に対する審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (4) 行田市重度心身障害者医療費助成条例第7条第2項の規定による所得の状況の届出の受理、その届出に対する審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (5) 行田市重度心身障害者医療費助成条例施行規則（昭和50年規則第16号）第7条の規定により行う同規則第5条第1項の重度心身障害者医療費受給資格者証の再交付に関する事務
- (6) 行田市重度心身障害者医療費助成条例施行規則第8条の規定による受給資格の更新に係る事実についての審査に関する事務
(別表第2に定める事務等)

第5条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第28条の規定による実費の徴収の決定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 当該決定に係る予防接種を受けた者若しくは当該者の保護者に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定による保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の規定による職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定による職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）
- (2) 当該決定に係る予防接種を受けた者若しくは当該者の保護者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項に規定する支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付の支給の実施に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。）

第6条 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で

定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項の規定による障害福祉サービスの提供又は同条第2項の規定による障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務 当該サービスが提供される身体障害者若しくは当該措置に係る身体障害者又はこれらの身体障害者の扶養義務者に係る市民税に関する情報
- (2) 身体障害者福祉法第38条第1項の規定による費用の徴収に関する事務 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者に係る市民税に関する情報

第7条 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、地方税法（昭和25年法律第226号）第706条第1項に規定する国民健康保険税の徴収に関する事務とし、同表第2の3の項の規則で定める情報は、当該納税義務者に係る介護保険法（平成9年法律第123号）第136条第1項（同法第140条第3項において準用する場合を含む。）、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報とする。

第8条 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第63条の2の規定による一時差止めに関する事務
被保険者が属する世帯の世帯主に係る国民健康保険税に関する情報
- (2) 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第2条第1項若しくは第3条（これらの規定を同令第20条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による被保険者の資格取得の届出又は同令第11条、第12条若しくは第13条第1項（これらの規定を同令第20条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
 - イ 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (3) 国民健康保険法施行規則第5条の7第1項の被保険者証の返還に関する事務 当該返還に係る被保険者が属する世帯の世帯主に係る国民健康保険税に関する情報
- (4) 国民健康保険法施行規則第6条第2項の規定による被保険者資格証明書の交付に関する事務 当該交付に係る被保険者が属する世帯の世帯主に係る国民健康保険税に関する情報
- (5) 国民健康保険法施行規則第7条の2第1項の被保険者証の検認又は更新に関する事務 当該検認又は更新に係る被保険者が属する世帯の世帯主に係る国民健康保険税に関する情報

- (6) 国民健康保険法施行規則第26条の3第4項において準用する同令第7条の2の規定により行う同令第26条の3第2項に規定する食事療養標準負担額減額認定証の検認又は更新に関する事務 当該検認又は更新に係る被保険者又は当該者が属する世帯と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報
- (7) 国民健康保険法施行規則第27条第1項に規定する療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る被保険者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報
- (8) 国民健康保険法施行規則第27条の5第1項の規定による特別療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報
- (9) 国民健康保険法施行規則第27条の14の2第1項の規定による保険者の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者が属する世帯の世帯主に係る国民健康保険税に関する情報
- (10) 国民健康保険法施行規則第27条の14の2第2項ただし書の特別の事情に関する届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該届出を行う者が属する世帯の世帯主に係る国民健康保険税に関する情報
 - イ 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報
- (11) 国民健康保険法施行規則第27条の14の2第5項の規定により行う同条第3項に規定する限度額適用認定証の返還に関する事務 当該返還に係る被保険者が属する世帯の世帯主に係る国民健康保険税に関する情報
- (12) 国民健康保険法施行規則第27条の14の2第5項後段の特別の事情に関する届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該届出を行う者が属する世帯の世帯主に係る国民健康保険税に関する情報
 - イ 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報
- (13) 国民健康保険法施行規則第27条の14の2第6項において準用する同令第7条の2の規定により行う同令第27条の14の2第3項に規定する限度額適用認定証の検認又は更新に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該検認又は更新に係る被保険者が属する世帯の世帯主に係る国民健康保険税に関する情報
 - イ 当該検認又は更新に係る被保険者又は当該者が属する世帯と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報

第9条 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定による障害福祉サービスの提供に関する事務 当該サービスが提供される知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る市民税に関する情報
- (2) 知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定による障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務 当該措置に係る知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る市民税に関する情報
- (3) 知的障害者福祉法第27条の規定による費用の徴収に関する事務 当該費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る市民税に関する情報

第10条 条例別表第2の7の項の規則で定める事務は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条の規定による児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 当該請求を行う者に係る生活保護実施関係情報
- (2) 当該請求を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

第11条 条例別表第2の8の項の規則で定める事務は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第21条の4第1項の規定による費用の徴収に関する事務とし、同表第2の8の項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 母子保健法第20条の規定による措置に係る未熟児（以下この条において「被措置未熟児」という。）又は当該被措置未熟児と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報
- (2) 被措置未熟児に係る国民健康保険の被保険者又は健康保険、船員保険、共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の被扶養者の資格に関する情報
- (3) 被措置未熟児又は当該被措置未熟児の扶養義務者に係る行田市子ども医療費支給条例第5条の子ども医療費受給資格に関する情報

第12条 条例別表第2の9の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第51条の規定による被保険者の適用除外に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 後期高齢者医療の適用除外とする者に係る生活保護実施関係情報
 - イ 後期高齢者医療の適用除外とする者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律第104条第1項の規定による保険料の徴収に関する事務
当該徴収に係る被保険者に係る介護保険法第136条第1項（同法第140条第3項において準用する
場合を含む。）、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている
事項に関する情報

第13条 条例別表第2の10の項の規則で定める事務は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第
36号）第83条の6の市町村の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務（第2号被保険
者に係るものに限る。）とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
(2) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報

第14条 条例別表第2の11の項の規則で定める事務は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19
条の2に規定する健康増進事業の実施に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げ
る情報とする。

- (1) 当該健康増進事業を受診する者に係る生活保護実施関係情報
(2) 当該健康増進事業を受診する者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する
情報
(3) 当該健康増進事業を受診する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

第15条 条例別表第2の12の項の規則で定める事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に
支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の規定により実施する地域生活支援事業のう
ち次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ
当該各号に定める情報とする。

- (1) 行田市障害者等日常生活用具給付事業実施規則（平成14年規則第5号）第4条の規定によ
る日常生活用具の給付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
ア 当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその
障害の程度に関する情報
イ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
ウ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報
エ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施
関係情報
(2) 行田市重度心身障害者入浴援護事業実施規則（昭和56年規則第6号）第5条の規定による
重度心身障害者入浴援護事業の利用の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げ

る情報

ア 当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

(3) 行田市重度心身障害者入浴援護事業実施規則第7条第1項の規定による重度心身障害者入浴援護事業の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(4) 移動支援事業の利用の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該申請を行う者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報

オ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

(5) 日中一時支援事業の利用の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該申請を行う者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報

オ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

(6) 身体障害者自動車改造費補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

- イ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
- ウ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報
- エ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

(7) 障害者自動車運転免許取得費補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務次に掲げる情報

- ア 当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- イ 当該申請を行う者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- ウ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
- エ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報
- オ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

第16条 条例別表第2の13の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 行田市子ども医療費支給条例第5条の子ども医療費受給資格の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

- ア 当該申請の対象となる子どもに係る国民健康保険の被保険者又は健康保険、船員保険、共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の被扶養者の資格に関する情報
- イ 当該申請の対象となる子どもに係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項に規定する措置に関する情報
- ウ 当該申請の対象となる子ども又はその保護者に係る生活保護実施関係情報
- エ 当該申請の対象となる子どもに係る行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の受給資格及び支給に関する情報
- オ 当該申請の対象となる子どもに係る行田市重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障害者医療費の受給資格及び助成金の支給に関する情報

(2) 行田市子ども医療費支給条例第6条の規定による医療費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

- ア 当該支給の対象者に係る国民健康保険法による保険給付に関する情報

イ 当該支給の対象者に係る母子保健法第20条第1項の規定による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報

ウ 当該支給の対象者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条に規定する自立支援給付の支給に関する情報

エ 当該支給の対象者に係る行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の受給資格及び支給に関する情報

オ 当該支給の対象者に係る行田市重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障害者医療費の受給資格及び助成金の支給に関する情報

(3) 行田市子ども医療費支給条例第8条の規定による同条例第5条の医療費受給資格の喪失又は変更の届出に対する審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出の対象となる子どもに係る国民健康保険の被保険者又は健康保険、船員保険、共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の被扶養者の資格に関する情報

イ 当該届出の対象となる子どもに係る児童福祉法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項に規定する措置に関する情報

ウ 当該届出の対象となる子ども又はその保護者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該届出の対象となる子どもに係る行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の受給資格及び支給に関する情報

オ 当該届出の対象となる子どもに係る行田市重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障害者医療費の受給資格及び助成金の支給に関する情報

第17条 条例別表第2の14の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第5条第1項の規定による受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者又は当該申請の対象となる児童に係る国民健康保険の被保険者、健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被扶養者、共済組合の組合員若しくは被扶養者、私立学校教職員共済制度の加入者若しくは被扶養者又は後期高齢者医療の被保険者の資格（以下「医療保険被保険者等資格」という。）に関する情報

イ 当該申請の対象となる児童に係る児童福祉法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項に規定する措置に関する情報

ウ 当該申請の対象となる児童に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付

及びその障害の程度に関する情報

エ 当該申請を行う者又は当該申請の対象となる児童に係る生活保護実施関係情報

オ 当該申請を行う者又はその配偶者若しくは扶養義務者に係る県民税に関する情報

カ 当該申請を行う者に係る市民税に関する情報

キ 当該申請を行う者又は当該申請の対象となる児童に係る児童扶養手当法第6条に規定する児童扶養手当の受給資格に関する情報

ク 当該申請を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条第1項の規定による特別児童扶養手当の支給に関する情報

ケ 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

コ 当該申請の対象となる児童に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条に規定する自立支援給付の支給に関する情報

サ 当該申請の対象となる児童に係る行田市子ども医療費支給条例による子ども医療費の受給資格及び支給に関する情報

シ 当該申請を行う者又は当該申請の対象となる児童に係る行田市重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障害者医療費の受給資格及び助成金の支給に関する情報

(2) 行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第6条第1項の規定によるひとり親家庭等医療費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請の対象となる受給者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付に関する情報

イ 当該申請の対象となる受給者（児童を除く。）に係る市民税に関する情報

ウ 当該申請の対象となる受給者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条に規定する自立支援給付の支給に関する情報

エ 当該申請の対象となる受給者に係る行田市子ども医療費支給条例による子ども医療費の受給資格及び支給に関する情報

オ 当該申請の対象となる受給者に係る行田市重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障害者医療費の受給資格及び助成金の支給に関する情報

(3) 行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第8条第1項の規定による変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出を行う者又は当該届出の対象となる児童に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

- イ 当該届出の対象となる児童に係る児童福祉法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項に規定する措置に関する情報
 - ウ 当該届出の対象となる児童に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - エ 当該届出を行う者又は当該届出の対象となる児童に係る生活保護実施関係情報
 - オ 当該届出を行う者又はその配偶者若しくは扶養義務者に係る県民税に関する情報
 - カ 当該届出を行う者に係る市民税に関する情報
 - キ 当該届出を行う者又は当該届出の対象となる児童に係る児童扶養手当法第6条に規定する児童扶養手当の受給資格に関する情報
 - ク 当該届出を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の規定による特別児童扶養手当の支給に関する情報
 - ケ 当該届出を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - コ 当該届出の対象となる児童に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条に規定する自立支援給付の支給に関する情報
 - サ 当該届出の対象となる児童に係る行田市子ども医療費支給条例による子ども医療費の受給資格及び支給に関する情報
 - シ 当該届出を行う者又は当該届出の対象となる児童に係る行田市重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障害者医療費の受給資格及び助成金の支給に関する情報
- (4) 行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第8条第2項の規定による現況の届出に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

第18条 条例別表第2の15の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 行田市重度心身障害者医療費助成条例第4条の重度心身障害者医療費受給資格の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該申請を行う者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報
 - イ 当該申請を行う者に係る児童福祉法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項に規定する措置に関する情報
 - ウ 当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - エ 当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法第18条第1項の規定による障害福祉サービスの

提供及び同条第2項の規定による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報

オ 当該申請を行う者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

カ 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

キ 当該申請を行う者に係る市民税に関する情報

ク 当該申請を行う者に係る知的障害者福祉法第15条の4の規定による障害福祉サービスの提供及び同法第16条第1項第2号の規定による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報

ケ 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

コ 当該申請を行う者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条に規定する自立支援給付の支給に関する情報

サ 当該申請を行う者に係る行田市子ども医療費支給条例による子ども医療費の受給資格及び支給に関する情報

シ 当該申請を行う者に係る行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の受給資格及び支給に関する情報

(2) 行田市重度心身障害者医療費助成条例第5条の規定による助成金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該受給資格者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による一部負担金の額及び保険給付の支給に関する情報

イ 当該受給資格者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条に規定する自立支援給付の支給に関する情報

ウ 当該受給資格者に係る行田市子ども医療費支給条例による子ども医療費の受給資格及び支給に関する情報

エ 当該受給資格者に係る行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の受給資格及び支給に関する情報

(3) 行田市重度心身障害者医療費助成条例第7条第1項の規定による受給資格の喪失又は変更の届出に対する審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該受給資格者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

イ 当該受給資格者に係る児童福祉法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項に規定する措置に関する情報

- ウ 当該受給資格者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - エ 当該受給資格者に係る身体障害者福祉法第18条第1項の規定による障害福祉サービスの提供及び同条第2項の規定による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報
 - オ 当該受給資格者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - カ 当該受給資格者に係る生活保護実施関係情報
 - キ 当該受給資格者に係る市民税に関する情報
 - ク 当該受給資格者に係る知的障害者福祉法第15条の4の規定による障害福祉サービスの提供及び同法第16条第1項第2号の規定による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報
 - ケ 当該受給資格者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - コ 当該受給資格者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条に規定する自立支援給付の支給に関する情報
 - サ 当該受給資格者に係る行田市子ども医療費支給条例による子ども医療費の受給資格及び支給に関する情報
 - シ 当該受給資格者に係る行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の受給資格及び支給に関する情報
- (4) 行田市重度心身障害者医療費助成条例第7条第2項の規定による所得の状況の届出に対する審査に関する事務 当該受給資格者に係る市民税に関する情報
- (5) 行田市重度心身障害者医療費助成条例施行規則第8条の規定による受給資格の更新に係る事実についての審査に関する事務 第3号に掲げる情報

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年12月22日規則第90号）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和元年12月24日規則第16号）

この規則は、令和2年1月1日から施行する。